六・七　［略］

八　法第九十条第一項第二号ロに規定する文書として、第六十二条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書

イ～ニ　［略］

九　［略］

（登録の更新の手続）

第五十九条　法第九十一条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（確認調査の方法）

第六十二条　法第九十二条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一～五　［略］

（利害関係を有する事業者）

第六十三条　法第九十二条第三項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一～五　［略］

（事業所の変更の届出）

第六十四条　登録調査機関は、法第九十三条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の届出）

第六十五条　登録調査機関は、法第九十四条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第二十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の変更の届出）

第六十六条　登録調査機関は、法第九十四条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の記載事項）

第六十七条　法第九十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六～九　［略］

十　財務諸表等（法第九十六条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一　［略］

六・七　［略］

八　法第八十六条第一項第二号ロに規定する文書として、第六十二条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書

イ～ニ　［略］

九　［略］

（登録の更新の手続）

第五十九条　法第八十七条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（確認調査の方法）

第六十二条　法第八十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一～五　［略］

（利害関係を有する事業者）

第六十三条　法第八十八条第三項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一～五　［略］

（事業所の変更の届出）

第六十四条　登録調査機関は、法第八十九条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の届出）

第六十五条　登録調査機関は、法第九十条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第二十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の変更の届出）

第六十六条　登録調査機関は、法第九十条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の記載事項）

第六十七条　法第九十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　法第八十条第二項、第八十一条第二項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六～九　［略］

十　財務諸表等（法第九十二条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一　［略］